

インフルエンザ予防接種助成対象者について

臨時特集号 8 ページに掲載のインフルエンザ予防接種助成事業（市）のインフルエンザ予防接種対象者につきましては、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 1 条の 3 に規定する者としております。

（予防接種施行令抜粋）

昭和二十三年政令第百九十七号

予防接種法施行令

第一条の三

インフルエンザ	一 六十五歳以上の者 二 六十歳以上六十五歳未満の者であつて、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの
---------	--

（予防接種法施行規則抜粋）

昭和二十三年厚生省令第三十六号

予防接種法施行規則

第二条の二 令第一条の三第一項の表インフルエンザの項第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者とする。

（参考）

（平成 13 年 11 月 7 日付け厚生労働省予防接種法の一部を改正する法律等の施行について抜粋）

予防接種法の一部を改正する法律等の施行について

第二 定期の予防接種

1 対象者

（1）インフルエンザ

インフルエンザについて、(1) 65 歳以上の者、及び、(2) 60 歳以上 65 歳未満の者であつて一定の心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機

能の障害を有するものを対象者としたこと。かつ、インフルエンザにかかっている者を除いた者であること。

なお、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害の程度は、次のいずれかに該当するものであること。なお、これらに該当することについては、医師の診断書又は身体障害者手帳の写しなど、接種対象者であることの認定に必要と思われる資料の提出を求められたいこと。（施行令第1条、施行規則第2条の2関係）

ア 心臓機能障害

（ア）次のいずれか二以上の所見があり、かつ、安静時又は自己身の日常生活活動でも心不全症状、狭心症症状又は繰返しアダムスストークス発作が起こるもの。

a 胸部エックス線写真所見で心胸比0.60以上のもの

b 心電図で陳旧性心筋梗塞所見があるもの

c 心電図で脚ブロック所見があるもの

d 心電図で完全房室ブロック所見があるもの

e 心電図で第二度以上の不完全房室ブロック所見があるもの

f 心電図で心房細動又は粗動所見があり、心拍数に対する脈拍数の欠損が10以上のもの

g 心電図でSTの低下が0.2mV以上の所見があるもの

h 心電図で第Ⅰ誘導、第Ⅱ誘導及び胸部誘導（ただしV1を除く。）のいずれかのTが逆転した所見があるもの

（イ）人工ペースメーカーを装着したもの又は人工弁移植、弁置換を行ったもの

イ じん臓機能障害

じん臓機能検査において、内因性クレアチニンクリアランス値が10ml/分未満、又は血清クレアチニン濃度が8.0mg/dl以上であって、かつ、自己の身の日常生活活動が著しく制限されるか、又は血液浄化を目的とした治療を必要とするもの若しくは極めて近い将来に治療が必要となるもの。

ウ 呼吸器機能障害

予測肺活量一秒率、動脈血ガス及び医師の臨床所見により、呼吸困難が強いため歩行がほとんどできないもの、呼吸障害のため予測肺活量一秒率の測定ができないもの、予測肺活量一秒率が20以下のもの又は動脈血O₂分圧が50Torr以下のもの。予測肺活量一秒率とは、一秒量（最大呼気位から最大努力下呼出の最初の一秒間の呼気量）の予測肺活量（性別、年齢、身長の数値で正常ならば当然あると予測される肺活量の値）に対する百分率である。

エ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害

ヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するものをいう。

（ア）CD4陽性Tリンパ球数が200/μl以下で、次の項目（a～l）のうち六項目以上が認められるもの。

- a 白血球数について $3,000/\mu\text{l}$ 未満の状態が四週以上の間隔をおいた検査において連続して二回以上続く
 - b Hb 量について男性 12 g/dl 未満、女性 11 g/dl 未満の状態が四週以上の間隔をおいた検査において連続して二回以上続く
 - c 血小板数について $10\text{ 万}/\mu\text{l}$ 未満の状態が四週以上の間隔をおいた検査において連続して二回以上続く
 - d ヒト免疫不全ウイルス-RNA 量について $5,000$ コピー/ml 以上の状態が四週以上の間隔をおいた検査において連続して二回以上続く
 - e 一日一時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労が月に七日以上ある
 - f 健常時に比し 10% 以上の体重減少がある
 - g 月に七日以上の不定の発熱 (38°C 以上) が二か月以上続く
 - h 一日に三回以上の泥状ないし水様下痢が月の七日以上ある
 - i 一日に二回以上の嘔吐あるいは 30 分以上の嘔気が月に七日以上ある
 - j 口腔内カンジタ症 (頻回に繰り返すもの)、赤痢アメーバ症、带状疱疹、単純ヘルペスウイルス感染症 (頻回に繰り返すもの)、糞線虫症及び伝染性軟属種等の日和見感染症の既往がある
 - k 生鮮食料品の摂取禁止等の日常生活活動上の制限が必要である
 - l 軽作業を越える作業の回避が必要である
- (イ) 回復不能なエイズ合併症のため介助なくしては日常生活がほとんど不可能な状態のもの